

|              |
|--------------|
| <b>参考資料3</b> |
|--------------|

## 特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)に係る論点整理(案)

### 【試案の基本的考え方】

- 昨年末のチーム医療推進会議の意見を踏まえ、試案においては、
  - ・ 診療の補助のうち、高度な専門知識と技能をもって行う必要のある行為を明確化する
  - ・ その行為を実施する上では、医療安全の観点から教育を付加することが必要であることから、その研修に係る枠組みを作る
 ということを基本的な考え方としている。

※ 特定行為の実施に関して新たな資格を設けるものではない。

※ 特定行為の実施に係る研修の枠組みを導入した場合であっても、特定行為の実施自体を保助看法において禁止するものではない。

## 1. 特定行為の位置付け

### 【試案】

- 医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為(診療の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」という。)に関する規定について、保健師助産師看護師法に位置付ける。  
 なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

※ 特定行為の規定方法は限定列举方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。

### 【検討に当たっての視点】

- 試案の基本的な考え方を踏まえると、特定行為の定義については、「医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、高度な専門知識と技能をもって行う必要のある行為」と修正してはどうか。

## 2. 特定行為の実施

### 【試案】

- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
  - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受けて実施する場合
  - ・ 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合

### 【検討に当たっての視点】

#### (1) 特定行為の実施について

- 試案の基本的な考え方を踏まえると、特定行為の実施について、「できる」という表現で業務独占の制度になるのではないかという誤解が生じているのではないか。
- したがって、看護師が特定行為を実施する上で、医療安全の観点から教育を付加するという趣旨を明確化する観点から、「医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に受けなければならない研修について制度化する」と修正してはどうか。

#### (2) 指定研修を受けなければならない看護師の範囲について

- 医療安全の観点から教育を付加するための研修（以下「指定研修」）に係る枠組みを作る場合においては、特定行為を実施する看護師のうち指定研修を受けなければならない者の範囲を明確化する必要がある。  
試案においては、包括的指示を受けて特定行為を実施する場合について指定研修を受けることを要件としている。
- この点については、医師又は歯科医師の指示においては、包括度にグラデーションがあり、包括的指示か具体的指示かが明確でないという指摘もあることから、「包括的指示」を看護師が指定研修を受けなければならない場合の要件とすることは分かりにくいのではないか。

- 医師又は歯科医師の包括的指示により看護師が特定行為を実施する場合には、
  - ・ 医師又は歯科医師がプロトコールを適用する患者を特定し、
  - ・ 予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示されたプロトコールに基づき、
  - ・ 看護師が患者の病態の確認を行った上で実施されることが前提となると考えられる。
  
- したがって、指定研修を受けなければならない看護師の範囲については、「特定行為に係るプロトコール（※）に基づき、特定行為を行おうとする看護師」など客観的に判断が可能なものとした方がいいのではないか。  
※ プロトコールには、①対応可能な患者の病態の範囲、②特定行為を実施する際の確認事項及び行為の内容、③医師への連絡体制などが記載されていることを想定。

### （3）特定行為に係る業務実施体制について

- 特定行為を安全に実施する体制については、指定研修を修了している看護師か否かにかかわらず、看護師が特定行為を行う医療機関に求められるのではないか。
  
- 特定行為に係る業務実施体制については、医療法上、医療機関に求められている安全管理体制以外のものを追加する必要があるか。  
また、医療機関以外の場合、安全管理体制の整備をどのように考えるか。

#### (4) 指定研修を受ける必要がない看護師について

- (2) を踏まえると、医師又は歯科医師が、患者の病態の確認などを行った上で具体的指示を行い、その具体的指示に基づいて特定行為を実施しようとする看護師は、指定研修は受けなくてもよいのではないか。
  
- 一方で、特定行為が、それを実施する上で、医療安全の観点から教育を付加することが適当であるものということを考えると、指定研修を受けなくてもよい看護師についても、院内研修などを受けることを推奨する必要があるのではないか。

### 3. 研修を修了した旨の登録

#### 【試案】

- 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。

※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看護師籍への登録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

#### 【検討に当たっての視点】

- 指定研修を修了した旨の登録は、あくまで研修を修了したことを確認するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。
  
- 公的に研修の修了を確認する仕組みを看護師籍以外の方法で行う場合、その他の登録の仕組みを新たに設けなければならないが、どのようなものが想定されるか。
  
- 学会などで研修の修了の認証を行うことで足りるという意見もあるが、どう考えるか。

#### 4. 指定研修機関の指定等

##### 【試案】

- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

- 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

##### 【検討に当たっての視点】

- 上記のような論点整理をした場合、指定研修機関の指定などについてさらに検討すべき事項があるか。